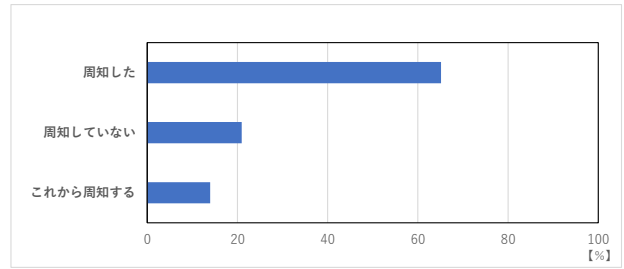


水産物・水産加工品の取引推進ガイドラインに関するアンケート集計結果(都道府県)

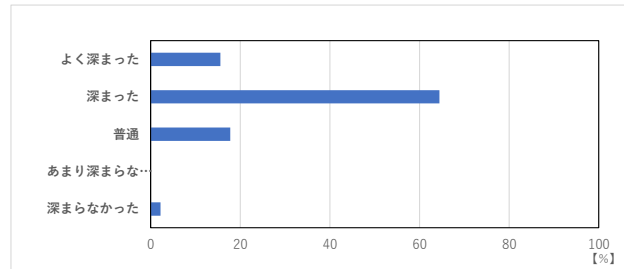
令和4年2月2日～3月7日の間に行った水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会及び個別相談会に参加された都道府県にアンケートを行った。

質問内容							
<p>水産庁から、令和3年11月24日付け「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインの策定及び運用について」(3水漁第1223号水産庁長官通知)(以下「ガイドライン」という。)を承知していますか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>承知している</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>承知していない</td> <td>0%</td> </tr> </table>	承知している	100%	承知していない	0%		
承知している	100%						
承知していない	0%						
<p>(前問で「承知している」と回答された方にお聞きします。)管轄漁協に対して、このガイドライン等その内容を周知しましたか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>周知した</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>周知していない</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>これから周知する</td> <td>6%</td> </tr> </table>	周知した	82%	周知していない	12%	これから周知する	6%
周知した	82%						
周知していない	12%						
これから周知する	6%						
<p>水産庁から、令和3年4月14日付けで発出された「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」(3水漁第69号水産庁長官通知)(以下「独占禁止法遵守通知」という。)を承知していますか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>承知している</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>承知していない</td> <td>0%</td> </tr> </table>	承知している	100%	承知していない	0%		
承知している	100%						
承知していない	0%						
<p>(前問で「承知している」と回答された方にお聞きします。)管轄漁協に対して、この独占禁止法遵守通知及びその内容を周知しましたか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>周知した</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>周知していない</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>これから周知する</td> <td>10%</td> </tr> </table>	周知した	72%	周知していない	18%	これから周知する	10%
周知した	72%						
周知していない	18%						
これから周知する	10%						
<p>この独占禁止法遵守通知に基づき、「漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口(以下「適正取引相談窓口」という。)」が水産庁に設置されていることを知っていますか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>知っている</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>知らない</td> <td>8%</td> </tr> </table>	知っている	92%	知らない	8%		
知っている	92%						
知らない	8%						

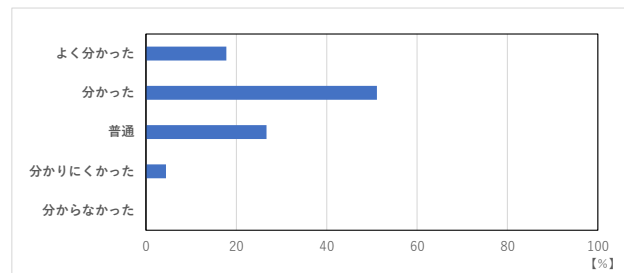
(前問で「知っている」と回答された方お聞きします。)
管轄漁協に対して、この適正取引相談窓口の存在及びQR
コードを周知しましたか。



独占禁止法の遵守の理解は深まりましたか。



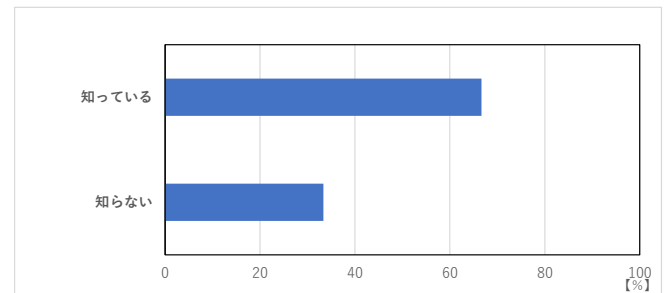
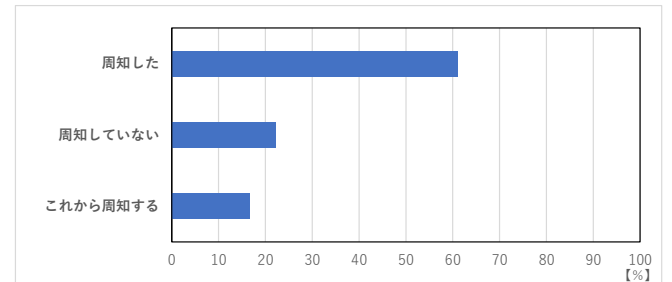
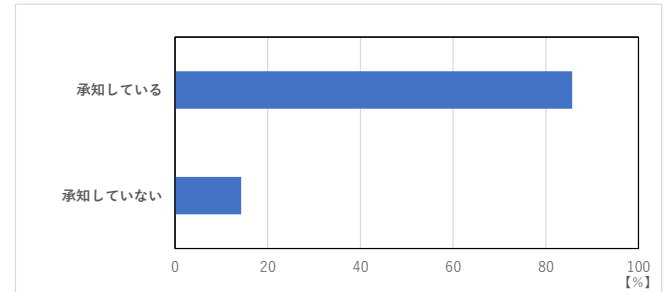
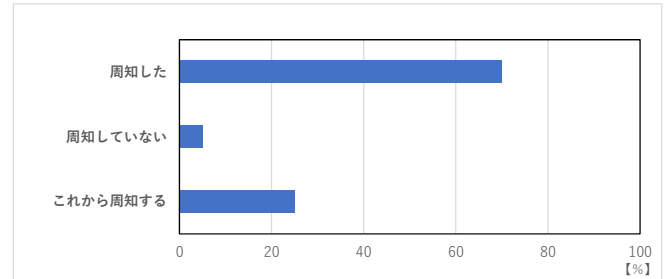
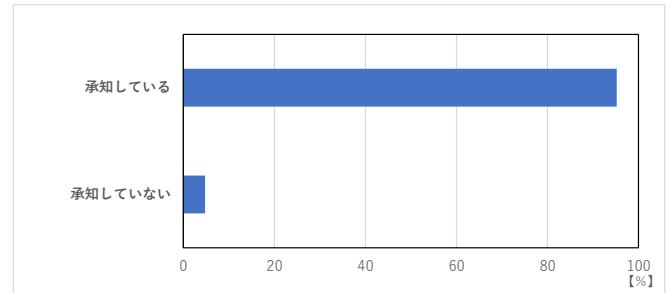
本日の説明会(議題1~3)は分かりやすかったですか



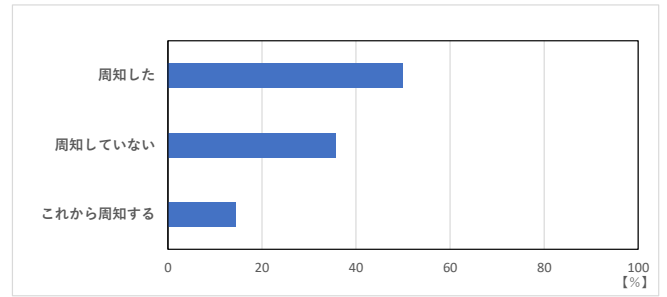
水産物・水産加工品の取引推進ガイドラインに関するアンケート集計結果(漁連・県一漁協)

令和4年2月2日～3月7日の間に行った水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会及び個別相談会に参加された漁連・県一漁協にアンケートを行った。

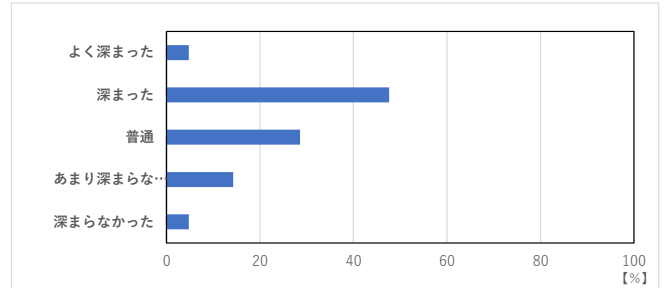
質問内容
水産庁から、令和3年11月24日付け「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインの策定及び運用について」(3水漁第1223号水産庁長官通知)(以下「ガイドライン」という。)を承知していますか。
(前問で「承知している」と回答された方にお聞きます。) 組織内部(役職員)、傘下会員及び組合員に対して、このガイドライン及びその内容を周知しましたか。
水産庁から、令和3年4月14日付けで発出された「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」(3水漁第69号水産庁長官通知)(以下「独占禁止法遵守通知」という。)が発出されたことを承知していますか。
(前問で「承知している」と回答された方にお聞きます。) 組織内部(役職員)、傘下会員及び組合員に対して、この独占禁止法遵守通知及びその内容を周知しましたか。
この独占禁止法遵守通知に基づき、「漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口(以下「適正取引相談窓口」という。)」が水産庁に設置されていることを知っていますか。



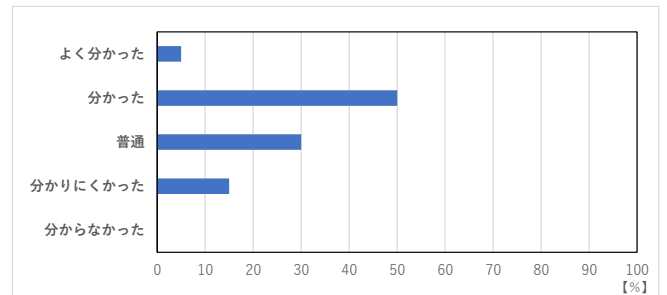
(前問で「知っている」と回答された方お聞きします。)
組織内部(漁協役員や職員)、傘下会員又は組合員に対して、この適正取引相談窓口の存在及びQRコードを周知しましたか。



独占禁止法の遵守の理解は深まりましたか。



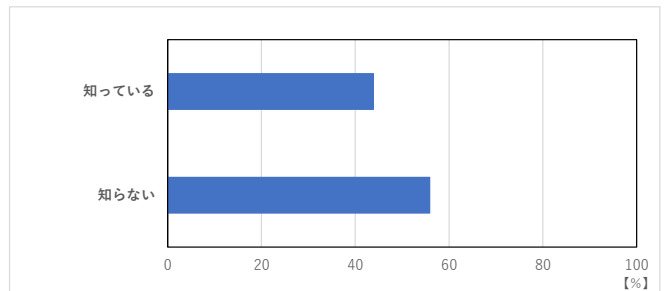
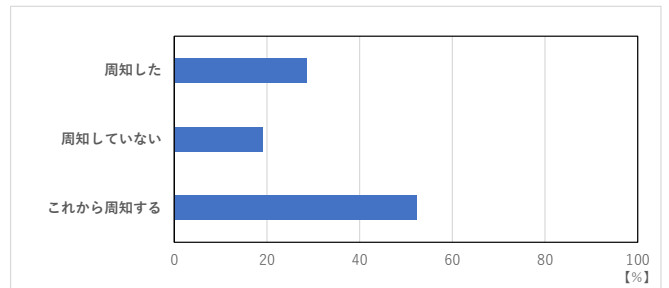
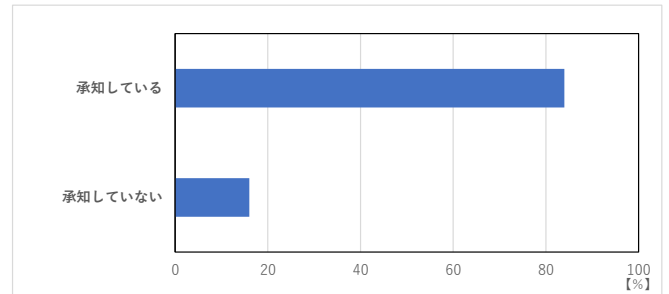
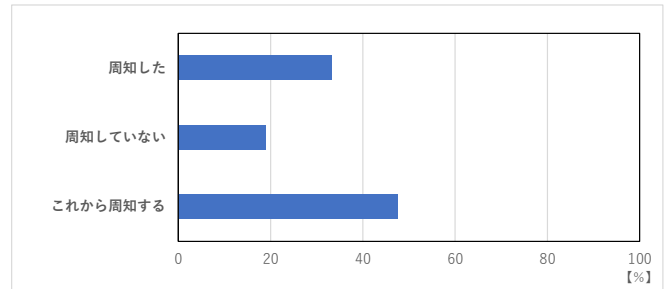
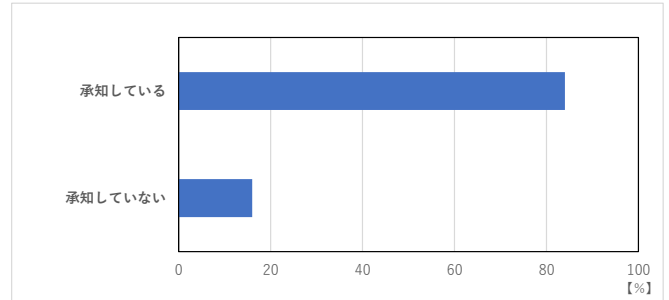
本日の説明会(議題1~3)は分かりやすかったですか



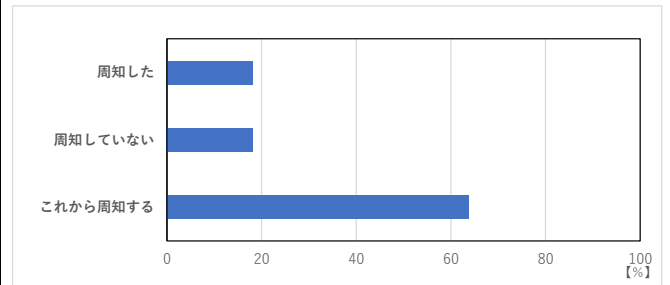
水産物・水産加工品の取引推進ガイドラインに関するアンケート集計結果(漁協)

令和4年3月15日に行った水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会及び個別相談会に参加された漁協にアンケートを行った。

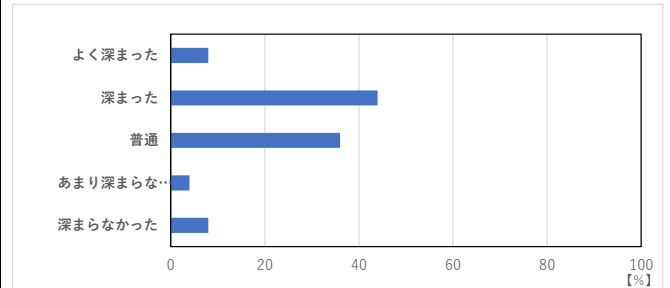
質問内容
<p>水産庁から、令和3年11月24日付け「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインの策定及び運用について」(3水漁第1223号水産庁長官通知)(以下「ガイドライン」という。)を承知していますか。</p>
<p>(前問で「承知している」と回答された方にお聞きます。) 組織内部(役職員)、傘下会員及び組合員に対して、このガイドライン及びその内容を周知しましたか。</p>
<p>水産庁から、令和3年4月14日付けで発出された「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」(3水漁第69号水産庁長官通知)(以下「独占禁止法遵守通知」という。)が発出されたことを承知していますか。</p>
<p>(前問で「承知している」と回答された方にお聞きます。) 組織内部(役職員)、傘下会員及び組合員に対して、この独占禁止法遵守通知及びその内容を周知しましたか。</p>
<p>この独占禁止法遵守通知に基づき、「漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口(以下「適正取引相談窓口」という。)」が水産庁に設置されていることを知っていますか。</p>



(前問で「知っている」と回答された方お聞きします。)
組織内部(漁協役員や職員)、傘下会員又は組合員に対して、この適正取引相談窓口の存在及びQRコードを周知しましたか。



独占禁止法の遵守の理解は深まりましたか。



本日の説明会(議題1~3)は分かりやすかったですか

